



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 16

January 2016

海外トピック①

日台租税協定(通称)の締結

kpmg.com/jp



日台租税協定（通称）の締結

KPMG 台湾

台北事務所

パートナー 友野 浩司

中華民国（以下、台湾とする）と日本は、1972年の国交断絶以降も、相互の経済活動は活発に行われてきました。日本企業の台湾進出には歴史があり、現在では台湾進出日系企業数は2000社以上といわれています。一方で、日台間に租税協定がないため、日系企業の進出に対して租税協定による優遇がなく、二重課税のリスクも高い状況でした。台湾進出の日系企業においては長らく租税協定の締結が望まれていました。

2015年11月26日付で日本、台湾それぞれの民間団体である（財）交流協会と亜東関係協会による（通称）日台租税協定、正式名称「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」が締結されました。租税協定の締結により、両国間の経済活動のさらなる活発化が期待されます。

本稿では租税協定の内容を台湾進出日系企業への影響という観点で解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



友野 浩司
とも の こうじ

【ポイント】

- ー 台湾側において、源泉徴収される所得については、この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に支払われる所得から、源泉徴収されない所得については、同1月1日以後に開始する各課税年度の所得から、当該租税協定が適用される。
- ー 台湾法人から日本法人に対する配当金、利子及びロイヤリティ支払時の台湾における源泉徴収税率が届出により低減される。
- ー 台湾に恒久的施設（P E）を有さない日本法人の台湾での事業所得が申請により免税になる。
- ー 台湾において非居住者となる日本人の日本払い給与の台湾での免税範囲が拡大される。
- ー 台湾税務当局の台湾法人に対する移転価格の指摘に対して、日本の税務当局との相互協議手続を通じた対応的調整を申立てることができるようになる。
- ー 移転価格調査リスク及び二重課税リスクを減少させることを目的とした二国間事前確認の申請が可能になる。

I. 背景

2015年11月26日付で、日本、台湾それぞれの民間団体である(財)交流協会と亜東関係協会による(通称)日台租税協定、正式名称「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」が締結されました(本稿では便宜的に以下「租税協定」とする)。

日本にとって台湾は、輸出入金額で世界第4位¹⁾の相手であり、台湾進出の日本企業の歴史も長く、初めての海外進出が台湾だったという日本企業も多く存在します。台湾にとって日本は、2013年まで60年間の台湾投資の国別累計で投資額第4位²⁾、件数で第1位²⁾の投資国です。両者の経済的繋がりが強い一方、1972年の国交断絶以来、国家間の交流がなく、租税協定が結ばれていませんでした。そのため台湾進出の企業にとっては租税協定による優遇はなく、二重課税のリスクも高く、他国に対する投資に比べて税務面の魅力に劣るところがありました。租税協定の締結により、日台間の経済活動のさらなる活発化が期待されます。

また、台湾税務当局においては、租税協定の欠如により、適正・公平な課税を行うための日本税務当局との情報交換が行えない状況が続いていました。国際間の適切な課税という観点においても租税協定の締結が望まれていました。

II. 租税協定の適用時期

この租税協定は、日本又は台湾の居住者である個人及び法人(法人以外の団体を含む)に対して適用されます。租税科目としては、台湾における営利事業所得税(法人税)、個人総合所得税及び所得基本額(最低税額制度)に対して適用されます。

その適用時期については下記のように定められています。

日本について	
(i)	課税年度に基づいて課される租税に関しては、租税協定が効力を生ずる年の翌年の1月1日以降に開始する各課税年度の租税
(ii)	課税年度に基づかないで課される租税に関しては、租税協定が効力を生ずる年の翌年の1月1日以降に課される租税

台湾について	
(i)	源泉徴収される租税に関しては、租税協定が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に支払われる所得
(ii)	源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、租税協定が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

租税協定の効力は日台それぞれの法制定手続等の完了後に生じることになります。したがって、適用時期に関する上記「効力を生ずる年の翌年の1月1日」は2017年1月1日が現実的に期待できる日程と思われます。

III. 租税協定の主要内容

1. 投資所得に対する源泉徴収税率の低減

台湾法人から日本法人に対する配当金、利子及びロイヤリティの支払は、すべて台湾の所得税法の規定によりすべて台湾において20%の源泉徴収が必要でした。租税協定により配当金、利息及びロイヤリティに対する源泉税の上限が下記のとおり規定されました。

	台湾所得税規定	日台租税協定による源泉税の上限
配当	20%	10%
利子	20%	10% (行政当局関連の一部の利子は免税) ³⁾
ロイヤリティ	20%	10%

なお、租税協定に基づく軽減税率を利用するためには支払の前に届出が必要です。具体的手続については今後台湾国税当局より明らかになると思われます。

2. 事業所得

国際的な課税原則に「恒久的施設(P E)なければ課税なし」というものがあります。しかし、日台間に租税協定がなかったこともあり、日本企業の台湾における事業所得は、当該国際原

1 日本貿易協会統計

2 台湾經濟部投資審議委員会統計

3 台湾から日本に支払われる利息にあつては、利子の受益者が日本銀行、(株)国際協力銀行、独立行政法人日本貿易保険である場合、又は利子の受益者が日本の居住者であり、当該利子が(株)国際協力銀行、独立行政法人日本貿易保険によって保障され、保険の引受けが行われ、又は間接に融資された債権に関して支払われる場合。

則ではなく、事業所得が台湾源泉所得とみなされれば、台湾にPEを設立して納税するか、台湾での源泉徴収が必要でした。今回租税協定の締結によりPEの定義が明確になり、日本企業が台湾にPEを有さず、又はPEを経由して事業を行っていない場合、台湾での事業所得は台湾において課税されないことになりました。PEの定義は次のとおりです。

- 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場及び天然資源採掘場所。
- 建築・建設現場、組立・据付工事又はこれらに関連する監督管理作業で、継続期間が6ヵ月を超えるもの。
- 日本企業が使用人その他の職員を通じて行う役務の提供で、いずれかの12ヵ月間において台湾滞在日数が183日を超えるもの。
- 日本企業に代わって行動する者が台湾において当該日本企業名において契約締結の権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合。

なお、租税協定の規定に基づく台湾での免税処理については、申請により台湾税務当局より許可を受ける必要があります。許可を受けない場合には台湾の規定に基づいた課税がなされます。申請のタイミングにより、支払時は20%の源泉徴収を行い、許可を受けた後に還付申請するという実務が考えられます。申請の具体的方法については今後台湾国税当局より明らかになると考えられます。

3. 給与所得の課税

台湾での居住者の判断は日本と異なり、暦年での台湾滞在日数が183日以上の場合に居住者とされます。日台双方で居住者とされる二重課税の可能性があります。また、暦年での台湾滞在日数182日以下の非居住者に対しても、台湾滞在日数が91日以上の場合、日本法人から支払われる給与の台湾滞在日数按分額について、台湾で所得課税がなされています。台湾での居住区分別の給与所得に対する課税の状況は下記のとおりです。

居住区分	台湾源泉所得			台湾領外所得
	暦年内台湾滞在日数	台湾払い給与	日本払い給与	
非居住者	90日以下	課税	非課税	非課税
	91日以上 182日以下	課税	課税	
居住者	183日以上	課税	課税	課税

(出典) KPMG 台北事務所作成の台湾投資環境案内記載の表を筆者が加工

租税協定の締結により台湾非居住者の免税範囲が拡大されました。以下の3つの条件のいずれにも適合する場合、台湾での所得課税はなされません。

- 当該暦年において開始又は終了するいずれの12ヵ月の期間における、報酬の受領者の台湾滞在期間が合計183日を超えないこと。
- 報酬が台湾の居住者でない雇用者又はこれに代わるものから支払われること。
- 報酬が台湾内に雇用者が有するPEによって負担されるものではないこと。

免税範囲の拡大により台湾への出張者の日台間の二重課税発生の可能性が低減されます。ただし、従来の台湾の所得税法の規定による暦年における台湾滞在日数での判断ではなく、租税協定では暦年における開始又は終了するいずれの12ヵ月の期間における台湾滞在日数によって判断される点に注意が必要です。台湾出張者の台湾所得税課税に関しては、まず暦年での台湾滞在日数を計算し、台湾所得税規定に基づき課税がなされるか、その後、出張日を含む前後の12ヵ月間の台湾滞在日数を計算し、租税協定による優遇措置が受けられるかの確認が必要になります。台湾滞在のタイミングによって、台湾で個人所得税を申告後に、租税協定の免税規定を適用するために還付申告をするという実務が考えられます。

4. 移転価格への影響

台湾においては2005年より移転価格税制が開始されています。台湾税務当局による移転価格調査は8年が経過し、国税当局の経験と実績が積み重ねられてきました。一方で、日台の租税協定の欠如により、日系企業が台湾で移転価格の指摘を受けると、グループ内における二重課税の可能性が高く、台湾進出の日系企業にとっては大きな問題となっていました。

(1) 相互協議手続を通じた対応的調整

租税協定の適用により相互協議手続を通じた対応的調整の申立てができるようになりました。台湾における日系企業が台湾税務当局より日本法人との取引について移転価格の指摘を受け、日本台湾間で二重課税が生じる場合において、日系企業は租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、日本の税務当局と解決に努めるよう台湾税務当局に対して申立てができるようになります。この申立ては租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知日から3年以内に行う必要があります。

(2) 二国間事前確認制度

移転価格調査リスク及び移転価格による二重課税リスクを効果的に回避する方法として、従来も一方の当局に対する事前確認(APA)を申請することはできました。しかし、その場合の調査リスク及び二重課税リスクの回避の効果は限定的でした。租税協定の適用後は、日本と台湾の双方に二国間事前確認制度(BAPA)を申請することができます。申請を受けた税務当局は相互協議手続を経て、移転価格に関する合意に努めます。

5. 税務当局間の情報交換

租税協定の恩恵は納税者側だけではなく、税務当局にとってもあります。従前は租税協定がなかったため、台湾税務当局と日本の税務当局間の情報交換は実施されていませんでした。租税協定の適用後は、税務当局間において、適正・公正な課税の実現のために、納税者の情報を相互に交換することができるようになりました。

IV. おわりに

今まで日本との取引が多い主要国のなかで、台湾に租税協定がなく、日本企業のグローバル展開のなかで、台湾子会社が中心的な役割を果たすことはなかったと思われます。日台租税協定締結に先立ち、2015年8月に台湾中国間の兩岸租税協議が締結されました。今回の日台租税協定の締結により、台湾は中国、日本を含めアジア主要各国との租税協定が結ばれました⁴。今後台湾法人がアジア展開の中心的役割を果たすことも期待されます。

日本企業は今後台湾税務当局から出される租税協定適用に関する詳細な規定を確認し、優遇措置を適用できるように準備する必要があります。また、アジアでのビジネス展開のなかで、比較的税率が低い⁵台湾法人の戦略的な活用を再検討できるかもしれません。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG 台湾 台北事務所
パートナー 友野 浩司
TEL: +886-2-8758-9794
kojitomono@kpmg.com.tw

⁴ 2015年11月末現在、台湾が締結している(中国、日本を除く)アジア地域の租税協定締結国: インド、インドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア

⁵ 2015年11月末現在の台湾の法人税税率は17%。別途、税引後利益を直後の株主総会で配当しない場合の10%の留保金課税がある。この留保金課税は実際の配当時にその半額を、配当時の源泉徴収税額から控除することができる。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.